

令和5年  
第8回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和5年8月29日（火） 午後2時00分～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(16人)

会長	1番	本木下 裕一			
会長職務代理	2番	大隣 初美			
委員	4番	吉崎 久男	5番	東垂水 勝秀	
	6番	松永 克生	7番	高江 京子	8番 永山 明美
	9番	福元 幸志	10番	松菌 勝郎	11番 下之門 信洋
	12番	六反田 達郎	13番	大坪 幸博	14番 桑代 純一
	15番	栢川 明子	17番	池田 慎	
	18番	梶山 俊孝			

4. 欠席委員(3人)

3番 月野 貴大      16番 松村 孝徳      19番 宮原 俊郎

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第1号 鹿児島県農業会議 農業者年金加入推進部長の推薦について
- 日程第4 報告第2号 南九州市農業公社理事候補者の推薦について
- 日程第5 報告第3号 南九州市総合計画審議会の委員の推薦について
- 日程第6 報告第4号 南九州市人・農地プラン検討会の委員の推薦について
- 日程第7 議案審議に係る通知事案について
- 日程第8 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第9 議案第46号 南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定（変更）に伴う意見決定について
- 日程第10 議案第47号 農地法第3条許可申請に対する許可について

- 日程第 11 議案第 48 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 12 議案第 49 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 13 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 14 議案第 51 号 非農地証明願について
- 日程第 15 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志  
 農政係長 折尾 武志 係員 松下 剛史  
 農地係長 宇都 寿彦 係員 中村 智治

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。  
 「一同 礼」  
 御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。3 番委員，16 番委員，19 番委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。  
 ただいまの出席人員は 16 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 5 年第 8 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 95 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、6番委員、7番委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日8月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 報告第1号から日程第6 報告第4号までの事案について一括して事務局の説明を求めます。

農政係長 資料は2頁から8頁になります。

報告第1号「一般社団法人鹿児島県農業会議 農業者年金加入推進部長の推薦について」例年、穎娃、知覧、川辺地域から各1名推薦を行なっており任期については各年度末です。本年度、委員等の改選に伴い各地域の代表として会長、会長職務代理者、11番委員を推薦したところであります。

次に4頁報告第2号「公益社団法人南九州市農業公社理事候補者の推薦について」改選に伴い、会長を推薦するものであり任期は2年間ではありますが、前任者の残任期間として令和7年5月末日までの任期であります。

次に6頁報告第3号「南九州市総合計画審議会の委員の推薦について」改選に伴い、会長を推薦するものであり任期は2年間ではありますが、前任者の残任期間として令和6年9月末日までの任期であります。

次に7頁報告第4号「南九州市人・農地プラン検討会の委員の推薦について」改選に伴い、穎娃、知覧、川辺地域から各1名の女性委員を推薦するもので、任期は2年間ではありますが、前任者の残任期間として令和6年3月31

日までの任期であります。尚、他の団体から農業委員会の女性委員も推薦されているため、今回の委員の推薦となったところであります。

すべての案件について本人の承諾を得ているものです。

以上で報告第1号から第4号までの説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました4件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の報告事案につきましてお諮りします。報告内容について承認することで御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

議 長 続きまして、日程第7「議案審議に係る通知事案について」、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします、11分～18分でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が50件ございました。

貸人は兵庫県の〇〇〇〇さん、借人は颯娃町牧之内の〇〇〇〇さん外49件です。

借人主導によるもの50件です。うち、農地中間管理事業への載せ替え29件となっております。地目の内訳は、田12筆4,645㎡、畑71筆82,982㎡の合計83筆87,627㎡で、颯娃地域4件、知覧地域37件、川辺地域9件です。

なお、各分一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

10番 審議番号36から48の〇〇〇〇はシキミ、サカキを植栽していますが地主との話し合いで抜根するのかどうか話し合いがなされているのか確認です。

- 農地係長 只今、御質問のありました〇〇〇〇さんの事業廃止のその後の件についてですが、合意解約の後はこちらの方がおり、その方と協議中であります。以上でございます。
- 議長 よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。
- 委員 「なし」の声あり
- 議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。
- 議長 続きまして、日程第8「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
- 農政係長 今回は再認定6件であります。  
計画認定にあたりましては、本日の資料別冊の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の5章の第1の3の中段にあります年間所得420万円、年間労働時間2,000時間程度の水準を確保できるかであります。  
総会資料の22章に戻っていただきますと年間農業所得420万円以上、年間労働時間2,000時間以内であり農政課及び関係機関等で審査し認定を行うものであります。  
再認定6件はお茶と甘藷・露地野菜の方であります。  
以上で報告事項の説明を終わります。
- 議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。
- 7番 整理番号2番は酪農ではないですか。
- 農政係長 酪農へ訂正願います。
- 議長 他に質問はございませんか。
- 委員 「なし」の声あり
- 議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第9 議案第 46 号「南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定（変更）に伴う意見決定について」を議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 本日は、基本構想がどのようなものかを含めて理解していただき意見決定をするために、農政課農政係の担当者に出席をお願いしてございますので、提案説明をお願いしたいところでございます。

農政係 変更理由としまして農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきましては、国の法律の農業経営基盤強化促進法に基づき策定されております。県が農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を策定しまして、それに即して市町村が地域の実情等を勘案しまして独自に定めるもので市町村においては概ね 10 年間に育成すべき農業経営体の目標設定や農家数等の主要な農業指標を示しているものであります。先ほどありました認定農業者や認定新規就農者についても、この基本構想に基づいて認定されているところであります。国の法律が改正されたことに伴いまして県の基本方針も変更されております。それに伴い本市も変更を行うものであります。

今回の基本構想の主な変更点は大きく 3 点ありまして、1 番目に農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加。（新旧対照表で説明）

2 番目に農業経営基盤強化促進事業に関する事項について変更しております。地域計画の関係につきまして地元説明会を行っているところですが、地域計画の分野を追加で掲載しております。（新旧対照表で説明）

3 番目に県の基本方針の変更に伴いまして、字句等の変更として市の基本構想も変更してあります。（資料による説明）新旧対照表の右の欄の余白欄に説明を付記してありますので字句の修正等は確認して頂ければと思います。

その他、今後の取り扱いであります。農業団体としていぶすき農業協同組合、南さつま農業協同組合にこの基本構想の案を提示しまして意見を求めているところであります。本日、農業委員会の意見も求めているところであります。関係機関からの意見を取りまとめまして県の同意を求める流れとなっております。県の同意を得たのち公告の行為を行い皆様にお知らせするスケジュールとなっております。以上で説明を終わります。ご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 只今、農政課の担当から説明のありました案件について審議をお願いいたします。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第46号「南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定（変更）に伴う意見決定について」は、適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第46号については、適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第10 議案第47号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係 説明いたします。25号～26号の3条所有権移転13件でございます。  
譲渡人は東京都の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。地目の内訳は、田2筆 2,837 m<sup>2</sup>、畑 22筆 22,933 m<sup>2</sup>の合計 24筆 25,770 m<sup>2</sup>で、理由につきましては、経営・規模・営農拡大8件、受贈2件、相手方の要望2件、自給的農業1件です。

10a当たりの取引価格につきましては田が無償のみ、畑が48千円から593千円です。10a当たりの取引価格の平均としましては、畑266千円でございます。地域別では、穎娃地域4件、知覧地域4件、川辺地域5件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました27号～35号の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。  
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第47号「農地法第3条許可申請に対する許可について」は、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、全案件について申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第11 議案第48号「農地法第4条許可申請に対する許可について」を議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。11委員をお願いします。

11番 報告いたします。37号の審議番号1番です。関連資料は38号から41号になります。申請人は、南九州市川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇 〇〇〇番 490㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内に居住しており、借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築しようとするものです。申請地の東側、南側は畑に、西側は宅地に北側は市道に接しています。現状のまま利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については建物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

農地の区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのこと。

申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第48号「農地法第4条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。  
よって議案第48号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第12議案第49号「農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」を議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。18番委員をお願いします。

18番 報告いたします。43ページの審議番号1番です。関連資料は45ページから48ページになります。譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番 811㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する農家であり、借家が手狭になったことから、申請地を贈与にて譲り受けて、農家住宅を建築しようとするものです。申請地の北側東側は畑に、西側は市道に、南側は県道に接しています。現状のままで利用しますが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は水路へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、11番委員をお願いします。

11番 報告いたします。43ページの審議番号2番です。関連資料は49ページから53ページになります。譲受人は大阪市の〇〇〇〇、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番 外1筆 ，畑665㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、大阪市に〇店を置く、〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇を営む法人であり、〇〇〇〇店舗の増築に伴い、駐車場を確保する必要が生じたことから隣接する申請地を譲り受けて、来客用の駐車場とするものです。申請地の北側は畑に、東側、西側、南側は宅地に接しています。70cm程度の切土をしますが、よう壁をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については駐車場として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、43 ㊦の審議番号3番です。関連資料は54 ㊦から57 ㊦になります。譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番、畑 500 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で両親と同居する会社員であり、別居することとなったことから申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地の北側は宅地に、西側南側は畑に、東側は市道に接しています。現状のままで利用しますが、法面保護をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して放流し、日照・通風等については高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、15番委員お願いします。

1 5 番 報告いたします。44 ㊦の審議番号4番です。関連資料は58 ㊦から62 ㊦になります。譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大阪府〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番 外1筆 533 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地近隣で建設業を営んでおり、既存の駐車場及び資材置場が手狭であることから、申請地を譲り受けて、経営する建設会社に貸し付けようとするものです。申請地の南側は宅地に、東側西側は農地に、北側は公衆用道路に接しています。現状のまま利用しますが、土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照・通風等については、駐車場兼資材置場として利用するため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきまして，申請内容，添付書類及び現地調査により確認されていますので，適当であると判断されます。

審議番号1番と3番の農地の区分としては，第1種農地と判断されますが，既存の集落に接続していることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

審議番号2番と4番の農地の区分としては，小集団の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

なお，審議番号1番と3番は，第1種農地に区分されるため，来月，県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第49号「農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」は，所有権移転設定のうち審議番号2番と4番の2件については申請どおり許可し，審議番号1番と3番の2件については，県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第49号に係る案件については，所有権移転の2件については申請どおり許可し，2件については，県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長

次に，日程第13 議案第50号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。65 号をご覧ください。所有権移転です。譲渡人は長崎県〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 3 件です。設定面積は、田 2 筆 2,825 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 4,319 m<sup>2</sup>の合計 4 筆 7,144 m<sup>2</sup>で、理由につきましても、規模拡大 2 件、受贈 2 件です。10 a 当たりの取引価格につきましても、畑のみですが 400 千円から 656 千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましても、畑が 528 千円でございます。地域別では、潁娃地域 1 件、知覧地域 2 件、川辺地域 1 件です。

続きまして、67 号～81 号の賃貸借利用権の設定です。利用権を設定する者は、薩摩川内市の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 104 件です。設定面積は、田 20 筆 14,620 m<sup>2</sup>、畑 128 筆 149,739 m<sup>2</sup>の合計 148 筆 164,359 m<sup>2</sup>で、潁娃地域 44 件、知覧地域 46 件、川辺地域 15 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での賃貸借利用権設定につきましても、件数が 32 件、設定面積は畑 47 筆 45,835 m<sup>2</sup>で潁娃地域 3 件、知覧地域 29 件となっております。

続きまして、83 号～88 号の使用貸借利用権の設定です。利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 22 件です。設定面積は、田 11 筆 5,580 m<sup>2</sup>、畑 48 筆 53,084 m<sup>2</sup>の合計 59 筆 58,664 m<sup>2</sup>で、潁娃地域 6 件、知覧地域 10 件、川辺地域 7 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での使用貸借利用権設定につきましても、件数が 2 件、設定面積は、田 6 筆 2,289 m<sup>2</sup>、畑 6 筆 4,517 m<sup>2</sup>の合計 6 筆 6,806 m<sup>2</sup>で知覧地域 2 件となっております。

以上、すべての案件につきましても、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち 9 番委員が 61 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので採決いたします。  
議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転及び使用貸借利用権設定の全案件と賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり  
適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 50 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない  
案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 50 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について  
審議を行います。それでは、9 番委員の退室を求めます。

( 1人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 50 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請ど  
おり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号のうち、議事参与の制限に該当する案  
件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。9 番委員の入室を  
許可いたします。

( 1人 入室)

議 長 9 番委員に報告いたします。議案第 50 号のうち、議事参与の制限に該当する案件  
については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 14 議案第 51 号「非農地証明願について」を議題といたしま

す。まず、現地調査員の報告を求めます。15番委員お願いします。

15番 報告いたします。90ページの審議番号1番です。関連資料は91ページから94ページになります。申請人は鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番 外3筆で、田が357㎡、畑が846㎡で、〇〇自治会北側に位置します。申請地の農地は不便な場所にあり不耕作の状態が続いたことから、約35年前に杉を植林したものです。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況であります。鹿児島市在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。  
非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱基準の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数や周辺農地に与える影響等を考慮した上で今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第51号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第51号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 次に、日程第15「その他」でございしますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

7番 転用調査で研修会があるため交替をお願いします。

議長 10月の担当が4番委員ですが交替できますか。

4番 交替します。

議長 他にはございませんか。

農政係長 本年度、視察研修を計画しておりますが、皆様から御希望等がありましたら情報提供をお願いいたします。

議長 他にはございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和5年第8回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉会 午後3時5分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

\_\_\_\_\_

会議録署名委員 6番

\_\_\_\_\_

会議録署名委員 7番

---